

募集要項

1 契約に付する事項

- (1) 契約名 大分県産品メニューフェアによる県産品消費・販路拡大推進事業業務委託契約
- (2) 契約内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結時～令和5年3月31日
- (4) 限度額 5,700,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

2 審査委員会（プレゼンテーションについて）

- (1) 日 時 令和4年11月8日（火） 9：30開始予定
（参加者多数の場合は時間変更の可能性あり）
- (2) 受 付 大分県庁 本館 2階 22会議室
審査会 大分県庁 本館 9階 99会議室
※新型コロナウイルスの状況により、リモートでの審査会参加を許可する場合がある。
- (3) 課 題 大分県産品メニューフェアによる県産品消費・販路拡大推進事業業務の企画提案
 - ① 提出書類 企画書（任意様式） 7部
見積書（任意様式） 7部
資格審査書類 1部
企画書及び見積書の電子データ一式
- (4) 提案方法 1者につき持ち時間25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）以内とし、企画書の説明等を行う（企画書はスクリーンに投影する）。なお、説明は、書類を受け付けた順番に実施する。
- (5) 選考方法 審査基準により、最も優秀な提案を行った1者を選定。
- (6) 結果通知 審査結果は審査委員会実施日に、審査会に出席した全ての提案競技参加者に対して通知する。

3 参加資格

- (1) 企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当するものとする。
なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に紹介する場合がある。
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しない者であること。
 - ②大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する者に必要な資格（「イベント」又は「その他サービス」。以下に同じ。）を有する者、または、同等の資質を有する者。
 - ③事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の項目に該当すること。
 - ア 当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
 - イ 事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打ち合わせに担当者等を出席させることが可能な者であること。

- ウ 県からの要請があった場合に、2日以内に担当者を派遣することが可能な者であること。
- エ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- オ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- カ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
- (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (カ) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- (キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
- (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

4 参加申込書及び資格審査書類

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（別紙様式1）を令和4年11月4日（金）17時まで¹に提出すること。（FAX、E-mail可。その場合必ず着信を県提出先あてに確認すること。）

また、次に定める資格審査書類を令和4年11月7日（月）17時まで²に提出すること。（FAX、E-mail可。その場合必ず着信を県提出先あてに確認すること。）

資格審査書類（1部提出、A4サイズ、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等で止めること）

- (1) 企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（別紙様式2）
- (2) 会社概要書（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可）
- (3) 過去の類似業務の実績を証する書類

なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を併せて提出すること。

- ・ 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ・ 登記簿謄本
- ・ 定款（写し）

[参加申込書及び資格審査書類等提出先]

〒870-8501 「The・おおいた」ブランド流通対策本部
大分県大分市大手町3丁目1番1号
(大分県農林水産部おおいたブランド推進課国内流通班内)
主任 有村 聖矢
T E L 097-506-3634
F A X 097-506-1761
Eメールアドレス arimura-seiya@pref.oita.lg.jp

5 その他

定められた期限までに**参加申込書の提出がない場合は不参加**とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」(別紙様式3)を提出すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」(別紙様式4)にて行うものとし、質問書はE-mailまたはFAXで提出すること。なお、必ず県提出あてに電話に着信を確認すること。

なお、件名は「大分県産品メニューフェアによる県産品消費・販路拡大推進事業業務委託に関する質問」と明記すること。

(2) 質問書の提出先及び提出期限

① 提出期限 令和4年11月4日(金) 17:00まで

② 提出先 〒870-8501 「The・おおいた」ブランド流通対策本部
大分県大分市大手町3丁目1番1号
(大分県農林水産部おおいたブランド推進課国内流通班内)
主任 有村 聖矢
T E L 097-506-3634
F A X 097-506-1761
Eメールアドレス arimura-seiya@pref.oita.lg.jp

③ 回答

質問事項へ回答は、令和4年11月4日(金)までに参加申出のあった業者全てに対し電子メールにて回答するが、提案内容の核となる質問内容については、質問者のみに回答する。

なお回答内容は、本業務の募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

7 企画提案提出書類の受付

(1) 受付方法

企画提案提出書類については、必要部数を準備の上、持参または簡易書留郵便で提出すること。

(2) 企画提案の提出先及び提出期限

- ① 提出期限 令和4年11月7日（月）17：00まで
- ② 提出先 〒870-8501 「The・おおいた」ブランド流通対策本部
大分県大分市大手町3丁目1番1号
(大分県農林水産部おおいたブランド推進課国内流通班内)
主任 有村 聖矢
TEL 097-506-3634
FAX 097-506-1761
Eメールアドレス arimura-seiya@pref.oita.lg.jp

8 提案競技参加条件を示す場所及び日時

- (1) 場所 「The・おおいた」ブランド流通対策本部事務局
(大分県庁 本館9階 おおいたブランド推進課 国内流通班内)
- (2) 日時 令和4年10月19日（水）～令和4年11月7日（月）まで
(土日祝日を除く)の午前8：30～午後17：15まで

9 その他

- (1) 企画書の作成・印刷・郵送費用、その他参加に要した経費等は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画書等は、採用の有無に関わらず返却しない。
- (3) 1者につき1提案とする。

10 参加申込書・企画提案書等の提出及び本事業に関する問合せ先

〒870-8501 〒870-8501 「The・おおいた」ブランド流通対策本部
大分県大分市大手町3丁目1番1号
(大分県農林水産部おおいたブランド推進課国内流通班内)
主任 有村 聖矢
TEL 097-506-3634
FAX 097-506-1761
Eメールアドレス arimura-seiya@pref.oita.lg.jp